

社会福祉法人五色会報酬及び費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人五色会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 法人と委任関係にある役員等が法人及び法人が経営する施設の業務（会議、研修会を含む。以下「法人業務等」という。）に従事したときは、報酬を支給する。

ただし、常勤職員が役員等を兼ねる場合においては、報酬を支給しない。

- 2 報酬の額は、別表1による。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 理事が、理事長の命を受け法人業務等に従事したときは、勤務の実態に応じて報酬を支給する。
- 5 監事が、監査業務（行政機関による監査立会いを含む。）に従事したときは、勤務の実態に応じて報酬を支給する。
- 6 前2項の業務に対する報酬の額は、第2項の規定を準用する。

（重複支給の禁止）

第3条 役員が理事会に出席し報酬の支給を受けたときは、同日に合わせて法人業務等を行った場合であっても、報酬はこれを支給しないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席し報酬の支給を受けたときは、同日に合わせて法人業務等を行った場合であっても、報酬はこれを支給しないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席し報酬の支給を受けたときは、同日に合わせて法人業務等を行った場合であっても、報酬はこれを支給しないものとする。

（費用弁償）

第4条 役員等が法人業務等を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、別表2による。ただし、常勤職員が役員等の職を兼ねる場合における費用弁償の額は、常勤職員としての旅費相当額とする。
- 3 役員等の旅行は、旅行命令によるのほか、会議招集権者の発する招集通知によることができる。
- 4 費用を弁償する法人業務等は、次の各号に定めるところによる。
 - 一 理事会及び評議員会への出席
 - 二 評議員選任・解任委員会への出席
 - 三 監事による定期又は臨時の監査
 - 四 行政機関による監査への立会い

五 役員等の研修会への出席及び他の施設の視察業務

六 借入金の申請及び返済に伴う業務

七 その他理事長が必要と認めた業務

5 前項第5号から第7号までの場合は、費用弁償として法人が経営する施設職員の旅費規程による旅費を支給することができる。この場合、旅費は原則として役員等の住所地を起点として計算する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2及び同法施行規則第10条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 役員等に対する日当等の支給規程及び社会福祉法人五色会役員等に対する報酬及び費用弁償規程は、廃止する。

別表1

| 区 分 | 報酬の額 |
|------------|------------|
| 評議員 | 日額 6,000 円 |
| 役員（理事及び監事） | 日額 6,000 円 |
| 評議員選任・解任委員 | 日額 6,000 円 |

別表2

| 区 分 | 費用弁償の額 |
|------------------|------------|
| 1 住所地が甲佐町の場合 | 1日 1,000 円 |
| 2 住所地が甲佐町と隣接町の場合 | 1日 1,500 円 |
| 3 熊本市及び1、2以外 | 1日 2,000 円 |